Ｒ１吉土　宮川内谷川　阿波・土成宮川内他　浸水想定区域図作成業務　特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）:「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（本業務の特記仕様事項）

第４条　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

１　業務概要と目的

本業務は、宮川内谷川が氾濫した場合の浸水想定区域を提供するため、「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第２版）」（以下「手引き」という）を準用し、宮川内谷ダム下流から既存の浸水想定区域図上流端までの浸水解析を実施し、洪水浸水想定図の作成を行うとともに、各種関連データを作成・整理するものである。

２　業務内容

２．１　計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握したうえで、業務実施にあたって技術的指針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

２．２　現地調査

河川及び流域の状況を把握するため現地調査を実施する。現地調査にあたっては、写真撮影を行い、それらの成果をまとめる。

２．３　資料収集整理

検討に必要となる対象河川の河道計画に関わる資料、現況河道の測量データ、背景地図などを収集・整理する。

２．４　検討対象流量の設定

対象降雨は、「想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示」（平成 27 年国土交通省告示第 869 号）に基づき、想定最大規模の降雨量を設定する。降雨波形は、複数の降雨波形による流出計算結果から得られる流量ハイドロから、被害が最大となると考えられる降雨波形を選定する。

２．５　流下能力の把握

破堤等の氾濫の恐れのある箇所を把握するため、河道データをもとに現況河道の流下能力を把握する。水位計算手法は、準二次元不等流計算を用いる。

２．６　氾濫解析

氾濫解析は、既往の洪水浸水想定区域図作成対象区間の上流端から宮川内ダムまでの 12.9km ～ 15.645km までの約 2.7km の区間を対象とする。なお、氾濫形態は流下型氾濫として氾濫解析を実施する。流下型氾濫が適さない場合は、監督員と協議の上、他の手法を選定する。

（１）氾濫条件の設定

河川の状況によって設定される氾濫開始流量と堤内地盤高相当流量の縦断図、対象流量から、氾濫想定区間を設定する。

また、氾濫が想定される区間内にある避難場所や、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地を整理する。

（２）氾濫解析

河道と氾濫部を一体とした横断データを作成し、不等流計算等を用いて氾濫水位を求める。なお、氾濫部の横断データは、航空レーザー測量データや「基盤地図情報 5m メッシュ（国土地理院）」を利用して作成する。

２．７　家屋倒壊等氾濫想定区域の設定

出水時に生じ得る河岸侵食幅を算定し、倒壊の危険性のある家屋の範囲を河岸侵食による家屋倒壊危険ゾーンとして設定する。

２．８　浸水継続時間等の設定

浸水位とメッシュ地盤高から、0.5m を上回る時間を計上する。浸水継続時間が 24 時

間以上継続するメッシュが多く出現した場合には、浸水継続時間を表示した図を作成する。

２．９　その他の外力による洪水浸水想定区域・浸水深の設定

想定最大規模降雨以外の降雨規模について、以下のような外力に対して浸水解析を実施する。浸水解析は２.６と同様に実施し、最大浸水図を作成するものとする。（家屋倒壊等氾濫想定区域の設定と浸水継続時間等の設定は検討対象外とする。）

①計画規模

②対象区間で氾濫が発生する流量と想定最大流量の間となるダム放流量を設定（2 ケース）

２．１０　洪水浸水想定区域図及びその他関連データの作成

（１）洪水浸水想定図の作成

上記の浸水解析結果等をもとに、最大の浸水区域及び浸水深を設定し、洪水浸水想定区域図の原案を作成する。

洪水浸水想定区域図は、「手引き」に従い、浸水想定範囲及び浸水深、浸水継続時間等の他、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨等の条件を明示するものとする。

（２）洪水浸水想定区域図データの作成

浸水解析及び浸水想定区域図の作成等に使用・作成したデータ及び洪水ハザードマップ作成に必要なデータ等を、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第 2 版）」等に準拠して作成する。なお、作成するデータは、想定最大規模の洪水のみを対象とする。

（３）洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に必要なデータの作成

２.６（１）で整理した避難場所、要配慮者利用施設、大規模工場等の位置を図示するとともに、最大浸水深・浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域内の可否について一覧表を作成する。

２．１１　報告書の作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。

２．１２　打合せ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

・業務着手時　１回

・業務中間時　２回

・成果納入時　１回